

石川県公報

平成24年4月24日
第12486号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

| | | |
|---------------|---------|---|
| 歳入の徴収事務の委託 | (文化振興課) | 1 |
| 土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課) | 1 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定 | (同) | 3 |

石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室) 4

公告

入札公告 (警察本部) 4

告示

石川県告示第209号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成24年4月24日

石川県知事 谷本正憲

| 委託事項 | 委託先 | | 委託期間 |
|---|--------------|-------------|-------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 兼六園・文化施設共通利用券(兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓、石川県立美術館、石川県立歴史博物館、石川四高記念文化交流館及び石川県立伝統産業工芸館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務 | 金沢市広坂2丁目2番5号 | 財団法人石川近代文学館 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで |
| 兼六園周辺文化施設鑑賞パスポート(石川県立美術館、石川県立歴史博物館、石川四高記念文化交流館及び石川県立伝統産業工芸館を含む共通利用券をいう。)に係る使用料の徴収事務 | 〃 | 〃 | 〃 |

石川県告示第210号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年4月24日

石川県知事 谷本正憲

1 南加賀土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 河南 | 加賀市河南町 | 次の図のとおり | 地すべり |
| 曾宇 | 加賀市曾宇町 | 〃 | 〃 |
| 今出 | 加賀市大聖寺今出町 | 〃 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西 | 加賀市大聖寺地方町 | 〃 | 〃 |

| | | | |
|----------|------------|---|---------|
| 錦 1 号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 錦 2 号 | 加賀市大聖寺錦町 | 〃 | 〃 |
| 畑 | 加賀市大聖寺畑町 | 〃 | 〃 |
| 畑 2 号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 畑 3 号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 敷地 | 加賀市大聖寺敷地 | 〃 | 〃 |
| 上河崎 | 加賀市上河崎町 | 〃 | 〃 |
| 荻生 | 加賀市大聖寺荻生町 | 〃 | 〃 |
| 荻生川 | 〃 | 〃 | 土石流 |
| 上野 1 号 | 加賀市山中温泉上野町 | 〃 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上野 2 号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上野 | 〃 | 〃 | 土石流 |
| 塚谷川 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 小松鵜川 | 小松市鵜川町 | 〃 | 急傾斜地の崩壊 |
| 傍谷 | 〃 | 〃 | 土石流 |
| 金山谷川 | 〃 | 〃 | 〃 |
| イヤングニ | 〃 | 〃 | 〃 |
| ハシカンダニ | 〃 | 〃 | 〃 |
| ごよだん | 能美市大口町 | 〃 | 〃 |
| 大口宮谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 石子谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口北谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口大谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口 (東 1) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口 (東 2) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 釜谷 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 長生寺 | 〃 | 〃 | 〃 |
| がんにち | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口 | 〃 | 〃 | 急傾斜地の崩壊 |
| 末寺 1 号 | 能美市末寺町 | 〃 | 〃 |
| 末寺 2 号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 辰口 | 能美市辰口町 | 〃 | 〃 |
| 高座 | 能美市高座町 | 〃 | 〃 |

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 奥能登土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|----------|---------|---------------------|
| 鹿波 2 号 | 穴水町鹿波 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 北方 | 珠洲市上戸町北方 | 〃 | 〃 |
| 飯田春日 2 号 | 珠洲市飯田町 | 〃 | 〃 |
| 粟津 | 珠洲市三崎町粟津 | 〃 | 〃 |
| 折戸 2 号 | 珠洲市折戸町 | 〃 | 〃 |
| 間島 2 号 | 能登町藤波 | 〃 | 〃 |
| 言若 | 能登町合鹿 | 〃 | 〃 |
| 下浜 1 号 | 能登町小木 | 〃 | 〃 |

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び維持管

理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 衝撃に関する事項 |
|--------|------------|---------|---------------------|----------|
| 今出 | 加賀市大聖寺今出町 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 西 | 加賀市大聖寺地方町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 錦1号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 錦2号 | 加賀市大聖寺錦町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 畑 | 加賀市大聖寺畑町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 畑2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 畑3号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 敷地 | 加賀市大聖寺敷地 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上河崎 | 加賀市上河崎町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 荻生 | 加賀市大聖寺荻生町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上野1号 | 加賀市山中温泉上野町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上野2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 上野 | 〃 | 〃 | 土石流 | 〃 |
| 塚谷川 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 小松鷯川 | 小松市鷯川町 | 〃 | 急傾斜地の崩壊 | 〃 |
| 傍谷 | 〃 | 〃 | 土石流 | 〃 |
| 金山谷川 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| イヤンダニ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| ハシカンダニ | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| ごよだん | 能美市大口町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口宮谷 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 石子谷 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口北谷 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口大谷 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口(東1) | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口(東2) | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 釜谷 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 長生寺 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| がんにち | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 大口 | 〃 | 〃 | 急傾斜地の崩壊 | 〃 |
| 末寺1号 | 能美市末寺町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 末寺2号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 辰口 | 能美市辰口町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 高座 | 能美市高座町 | 〃 | 〃 | 〃 |

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 奥能登土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 衝撃に関する事項 |
|--------|----------|---------|---------------------|----------|
| 北方 | 珠洲市上戸町北方 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 飯田春日2号 | 珠洲市飯田町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 粟津 | 珠洲市三崎町粟津 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 折戸2号 | 珠洲市折戸町 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 間島2号 | 能登町藤波 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 言若 | 能登町合鹿 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 下浜1号 | 能登町小木 | 〃 | 〃 | 〃 |

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第212号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。
平成24年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の白山市の表1の項中「白山市ハツ矢町」を「白山市倉光9丁目」に、「同左 松任警察署内」を「同左 白山警察署内」に改め、同表5の項中「同左 鶴来警察署内」を「同左 白山警察署鶴来庁舎内」に改める。

2の鳳珠郡の表1の項中「財団法人石川県交通安全協会穴水門前支部」を「財団法人石川県交通安全協会穴水支部」に、「同左 穴水警察署内」を「同左 輪島警察署穴水庁舎内」に改め、同表2の項中「同左 能登警察署内」を「同左 珠洲警察署能登庁舎内」に改める。

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年4月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

安全運転管理者等講習業務委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成24年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第3項の規定に基づき、平成24年5月7日(月)までに石川県公安委員会から認定を受けた者で、石川県内に本店、支店等を有するものであること。
- (5) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成24年4月24日(火)から同年5月9日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
- エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成24年5月10日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課
電話番号 076-225-0110

(2) 交付期間

平成24年4月24日(火)から同年5月9日(水)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年5月11日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日時
平成24年5月11日(金) 午後1時40分
- イ 場所
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

高齢者交通安全教育指導事業委託

(2) 業務内容

入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

平成24年6月22日から同年12月21日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成24年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3に規定する安全運転管理者としての経歴を1年以上有する者を委託業務の責任者として指定することができる者であること。

(5) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成24年4月24日(火)から同年5月8日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成24年5月10日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076-225-0110(内線2213)

(2) 交付期間

平成24年4月24日(火)から同年5月8日(火)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年5月11日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年5月11日(金)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

